

企業パンフレット等掲示コーナーの利用について

各事業所 求人業務ご担当者 様

◇掲示内容について◇

- ・作業風景や扱っている商品、福利厚生を紹介など「企業のPR」を趣旨とすること。
- ・規格は原則A4サイズとすること。
- ・求職者への配架を前提とすること。
- ・配架物は、パンフレットまたはホームページを印刷したもの、独自に作成した書類（A4サイズ）のいずれかとし、必ず本サービスの趣旨に沿った内容とすること。

◇掲示受付条件◇

- ・受付日時点で、ハローワークに有効中の求人があること。
- ・主な就業場所が、原則呉市または、江田島市内であること。
（但し、例外的に就業場所が通勤可能圏内であれば受付可）
- ・パンフレット等の内容に、労働基準法その他法令に抵触するような内容が記載されていないこと。
- ・配架物に求人情報を盛り込む場合は、当該求人と同内容の求人がハローワークより公開されていること。
- ・配架物の内容が、明らかに「企業のPR」とは関係ないものではないこと。
（単に求人募集のみを目的としたものなどは受付できません）

◇その他◇

・パンフレット等のほか、公開中の求人一覧（ハローワークインターネットサービス）やホームページにリンクする二次元バーコードも掲示させていただきます。

その際に、求人票の公開区分が「1、事業所名等を含む求人情報を公開する」以外の設定となっているものについては、表示されませんのでご注意ください。

ハローワークくれ 求人部門

TEL：0823-25-8609(31#)

R5.8